

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1. 目的

出産に要する経済的負担を軽減するための多摩市国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金の支給金額40万8千円（産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合は1万2千円を加算して42万円）について、国が設置する社会保障審議会医療保険部会の審議において「全国一律で50万円に引き上げるべき（産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合）」とされたことに伴い、48万8千円（産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合は1万2千円を加算して50万円）に増額するため、条例の一部を改正する。

2. 概要

多摩市国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金の支給は、被保険者が出産したとき当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し42万円（産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合）を支給する旨を規定している。

この規定における金額は、健康保険法施行令を引用し、同法施行令第36条に規定する健康保険法第101条の政令で定める額40万8千円に、産科医療補償制度に加入する医療機関などにおいて出産した場合に1万2千円を加算した額である。

この42万円については、出産費用が年々増加する中で平均的な標準費用をすべて賄えるようにとの観点から民間医療機関を含めた全施設の出産費用を勘案するとともに近年の伸びも勘案し直近の出産費用を賄える額に設定するという考えのもと、政府の全世代型社会保障構築会議等において検討が求められていた子育て世帯への支援の強化に対して、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）にて「出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等関連法令の改正を受け、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定し出産育児一時金を「40万8千円」から「48万8千円」に改正する。

現行：40.8万円+加算額1.2万円 総額42万円

改正後：48.8万円+加算額1.2万円 総額50万円

3. 改正内容 出産育児一時金を「40万8千円」から「48万8千円」に改正する。

4. 施行期日 令和5年4月1日

以上